

○高知県警察職員の安全衛生管理に関する規程

平成20年3月14日

高知県警察本部訓令第7号

改正 平成24年3月23日高知県警察本部訓令第2号

令和2年3月13日高知県警察本部訓令第1号

警察本部

警察署

(目的)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。)その他関係法令と相まって、公務災害の防止のための責任体制の確立及び自主的活動の促進を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令における公務災害とは、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第1条にいう公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤による災害をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、職場における公務災害の防止に努めるほか、安全かつ快適な職場環境の実現と勤務条件の改善を通じて職場における職員の安全と健康を確保するよう努めなければならない。

(職員の義務)

第4条 職員は、公務災害を防止するため必要な事項を守るほか、常に最良の健康状態を維持するため自己の健康管理に努めるとともに、この訓令に基づいて講ずる公務災害の防止に関する措置に協力しなければならない。

(総括安全衛生管理者等)

第5条 安全快適な職場環境の確立及び職員の安全と健康の確保に関する事項を統括するため、県本部に総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、警務部長の職にある者をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、安全管理主管者、衛生管理主管者及び安全衛生管理責任者を指導監督するとともに、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のため必要な業務に関する事。
- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公務災害を防止するための必要な業務に関する事。

4 総括安全衛生管理者は、前項の業務を管理するに当たり必要があるときは、所属長等から必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

5 総括安全衛生管理者に事故あるときは総括安全衛生管理者の代理者がその職務を代行する。

6 総括安全衛生管理者の代理者には警務部参事官の職にある者をもって充てる。
(安全管理主管者及び衛生管理主管者)

第6条 総括安全衛生管理者の行う業務を補佐させるため、県本部に安全管理主管者及び衛生管理主管者を置く。

2 安全管理主管者は県本部警務課長の職にある者を、衛生管理主管者は県本部厚生課長の職にある者をもって充てる。

3 安全管理主管者及び衛生管理主管者は、第1項の業務を行うに当たり、安全衛生管理責任者に対する指導又は助言を行うことができる。

(安全衛生管理責任者)

第7条 所属に安全衛生管理責任者を置く。

2 安全衛生管理責任者は、所属長の職にある者をもって充てる。

3 安全衛生管理責任者は、所属における次に掲げる業務を行う。

(1) 警察庁舎(県警察が日常の事務の用に供する建物及びその附属施設並びに敷地をいう。以下同じ。)、設備、装備等の管理に関する事。

(2) 保健指導及び健康教育に関する事。

(3) 健康診断の実施及び事後措置に関する事。

(4) 勤務条件及び勤務環境の改善に関する事。

(5) 公務災害の発生防止対策に関する事。

(6) 公務災害の原因調査及び再発防止対策に関する事。

(7) 過重労働対策に関する事。

(8) その他職員の安全と衛生の管理に関する事。

一部改正〔令和2年本部訓令1号〕

(安全衛生管理担当者)

第8条 安全衛生に係る具体的事項を管理させるため、所属に安全衛生管理担当者を置く。

2 安全衛生管理担当者は、次長(次長が二人の所属は、次長(第一)の職にある者

とする。)又は副署長の職にある者をもって充てる。

3 安全衛生管理担当者は、安全衛生管理責任者の業務を補佐するとともに、次に掲げる業務を行う。

- (1) 職務執行に危険があると認められる場合の応急措置に関すること。
- (2) 健康障害者に対する応急措置に関すること。
- (3) 警察庁舎及び設備に危険があると認められる場合の応急措置に関すること。
- (4) 警察用航空機、警察用船舶、警察車両その他装備品及び取扱有害物質の管理及び安全運用に関すること。
- (5) 公務災害の調査及び再発防止対策の検討に関すること。
- (6) 安全衛生に関する資料の収集、作成及び記録に関すること。
- (7) その他安全衛生対策に関すること。

一部改正〔平成24年本部訓令2号・令和2年1号〕

(安全衛生対策委員会の設置)

第9条 職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するため、県本部に本部安全衛生対策委員会(以下「本部委員会」という。)を、所属に所属安全衛生対策委員会(以下「所属委員会」という。)をそれぞれ置く。

(本部委員会)

第10条 本部委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 総括安全衛生管理者
- (2) 委員
 - ア 安全管理主管者及び衛生管理主管者
 - イ 安全衛生管理責任者のうちから総括安全衛生管理者が指名する者
 - ウ 産業医(法第13条第1項の規定により選任された産業医をいう。第13条において同じ。)のうちから総括安全衛生管理者が指名する者
 - エ その他総括安全衛生管理者が指名する者

2 本部委員会は、県警察における安全衛生に関する次の事項を調査審議する。

- (1) 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (3) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (4) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の危険の防止並びに職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

3 本部委員会は、必要に応じて総括安全衛生管理者が招集し、議事を主宰する。

ただし、緊急を要する事項及び定例的事項については、持ち回りにより審議することができる。

4 本部委員会の庶務は、厚生課において行う。

(所属委員会)

第11条 所属委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 安全衛生管理責任者

(2) 委員

ア 安全衛生管理担当者

イ 法第12条に規定する衛生管理者又は法第12条の2に規定する衛生推進者

ウ 産業医

エ その他所属職員のうちから安全衛生管理責任者が指名する者

2 所属委員会は、当該所属に係る前条第2項各号に掲げる事項を調査審議し、本部委員会に対し意見を述べることができる。

(安全管理担当者等に対する教育等)

第12条 総括安全衛生管理者及び安全衛生管理責任者は、職場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全衛生管理担当者その他公務災害の防止のための業務を担当する者に対し、これらの者が担当する業務に対する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない。

(安全管理対策及び健康管理)

第13条 この訓令において定めるもののほか、警察庁舎、警察用航空機、警察用船舶、警察車両等の安全管理対策及び職員の健康管理に関し、必要な事項は別に定める。

(事故報告)

第14条 所属長のうち高知県警察庁舎管理規程(平成13年11月本部訓令第14号)第4条に定める庁舎管理責任者である者は、警察庁舎内で火災又は爆発の事故等が発生したときは、遅滞なく、法第100条及び規則第96条の規定により、規則別記様式第22号の事故報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(死傷病報告)

第15条 所属長は、職員が公務災害その他就業中又は警察庁舎内における負傷等により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、法第100条及び規則第97条の規定により、規則別記様式第23号の労働者死傷病報告により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、所属長は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、規則別記第24号の労働者死傷病報告により、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成20年3月14日から施行する。

附 則(平成24年3月23日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月13日高知県警察本部訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。